

(平成22年10月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月31日から同年9月1日まで

私は、平成8年4月1日から19年5月31日までの期間において、A社B支店C事業所及び同社の関連事業所に継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが分かった。

申立期間の給与明細書を所持しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出のあった給与明細書及びA社から提出のあった在籍証明書などから判断すると、申立人が平成8年4月1日から19年5月31日までの期間において、A社B支店C事業所及び同社の関連事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらず、事業主が資格喪失日を平成9年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同年8月31日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年9月1日から同年9月23日までの期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者Aにおける資格取得日に係る記録を昭和34年9月1日に、資格喪失日に係る記録を同年9月23日とし、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年8月17日から同年9月23日まで

私は、申立期間において、A所有のB船舶に乗り込んでおり、船員手帳にも申立期間が雇入れ期間として記載されている。しかし、社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳及び複数の同僚等の供述により、申立人が申立期間において、A所有のB船舶に雇入れられていることが認められる。

また、i) 当時の船長及び複数の同僚は、「B船舶の乗組員は30人前後であった。」と供述しているところ、船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、B船舶において34人の被保険者が確認できること、ii) 当該被保険者名簿において、職務が「見習」と記載されている被保険者についても、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できること、iii) 当該被保険者名簿において、被保険者期間が1か月に満たない短期の被保険者が確認できること等から判断すると、申立期間当時、B船舶においてはほぼす

すべての乗組員が船員保険に加入していた状況がうかがえる。

さらに、船員手帳を保管しており、当該被保険者名簿により、申立期間当時、船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者について、船員手帳における雇入日が昭和 33 年 11 月 7 日であるところ、被保険者名簿における船員保険被保険者資格の取得日が同年 12 月 1 日であることが確認できるとともに、申立期間前後に被保険者資格を取得した 44 人のうち 33 人が 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 34 年 9 月 1 日から同年 9 月 23 日までの期間について、船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿の B 船舶における複数の同僚の記録から 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の船舶所有者による納付義務の履行については、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、被保険者証の記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失の届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和 34 年 9 月に係る船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和 34 年 8 月 17 日から同年 8 月 31 日までの期間については、船員手帳を保管している前述の複数の同僚、及び船員手帳を保管している別の同僚について、それぞれが所持する船員手帳における雇入日が、船舶所有者 A に係る船員保険被保険者名簿の B 船舶の記録から確認できる船員保険被保険者資格の取得日と一致していないことなどから判断すると、申立期間当時、事業主は、B 船舶の乗組員について、必ずしも雇入れと同時に船員保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から16年7月16日まで

私は、平成2年4月から16年7月までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間について、私の保管している給与支払明細書に記載された給与の総支給額と、社会保険事務所(当時)が記録している標準報酬月額は大きく異なっているので、総支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁(当時)の記録を上回る場合である。

申立人が提出した申立期間に係る給与支払明細書(平成12年2月分、13年4月分、14年8月分、15年9月分、同年10月分、同年12月分、16年1月分を除く)から確認又は推認できる支給合計額(報酬月額)と、オンライン記録における申立期間の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額は、実際に支給されていた支給合計額(報酬月額)よりも5万円から17万円程度低

く記録されていることが確認できる。

しかしながら、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額については、社会保険庁の記録における標準報酬月額に見合う保険料額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を給与から控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、年金事務所に保管されている事故調査依頼伺及び事故調査復命書並びにそれに付随する調査表によると、申立人が主張するとおり、平成 16 年 11 月 29 日に、A 社における厚生年金保険の標準報酬月額に関する調査が行われ、申立人を含む 39 人の被保険者について、標準報酬月額をさかのぼって訂正するよう指導が行われたことが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の事故調査後に事業主の委託を受けたとする社会保険労務士が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格事項訂正届には、申立人、及び申立人と同様に、当該調査日（平成 16 年 11 月 29 日）以前に厚生年金保険被保険者資格を喪失した複数の同僚の氏名が確認できないところ、オンライン記録において、申立人及び当該同僚については、いずれも標準報酬月額の訂正が行われていないことが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、事業主は、事故調査日に既に退職していた従業員については、当該訂正届を社会保険事務所に提出しなかったことがうかがえるところ、社会保険事務所の調査により、事故調査時点で現に被保険者である者と既に被保険者資格を喪失した者のいずれにも標準報酬月額の訂正に係る届出が必要であったことが判明したにもかかわらず、両者を区別して訂正の届出を行った事業主に道義上の問題は残るものの、事業主による届出が行われなかった場合においてもなお、厚生年金保険法に基づく年金記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月まで

A社に勤務していた期間の標準報酬月額について、昭和 56 年 7 月に 41 万円とされているが、同年 10 月から 57 年 9 月までの期間については 38 万円とされていることが分かった。当時の給与支給額については毎年定期昇給やベースアップがあったにもかかわらず、標準報酬月額が下げられていることに納得できない。

調査の上、申立期間の標準報酬月額について、報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の記録を上回る場合である。

申立人は「当時の給与支給額については毎年定期昇給やベースアップがあったにもかかわらず、標準報酬月額が下げられている。」と申し立てているが、

A社が提出した賃金台帳によると、申立人に係る昭和56年4月、同年5月及び同年6月の給与平均額（昭和56年7月における標準報酬月額の随時改定に係る算定基礎）に見合う標準報酬月額が41万円であることが確認できる一方、同年5月、同年6月及び同年7月の給与平均額（昭和56年10月における標準報酬月額の定時決定に係る算定基礎）に見合う標準報酬月額は38万円であることが確認でき、当該標準報酬月額は、いずれも、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、前述の賃金台帳から、申立期間について、給与総支給額に見合う標準報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録における標準報酬月額を超える月は確認できない。

さらに、A社は、「申立期間当時、毎月の給与は残業手当等の非固定賃金の増減により変動していた。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和56年10月に標準報酬月額が引き下げられている同僚が確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 31 日から 35 年 7 月 31 日まで

私は、昭和 31 年 5 月ごろから、約 4 年間において A 社で勤務していた。

しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社での厚生年金保険の被保険者期間は昭和 31 年 5 月及び同年 6 月の 2 か月間しかないとされていることが分かった。

当時の同僚が私の勤務期間を覚えているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人は 2 か月という短期間ではなく、数年間において在籍していたようだ。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人を記憶している前述の同僚は、申立人が申立事業所を退職した時期までは記憶していない上、オンライン記録から申立期間のうち、昭和 33 年 11 月から 34 年 6 月までの期間において、申立事業所とは別の事業所に係る脱退手当金の支給記録が確認できるなど、申立人の申立期間における申立事業所での勤務実態について確認することができない。

また、A 社に照会しても、当時の社会保険に関する資料等は保管されておらず、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等

について確認することができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に被保険者であったことを示す申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。